

(別紙2) 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法の整理表

A基準	第8条の3			施設本体	第8条の4第1号		第8条の4第2号				第8条の5			第8条の6			第8条の7		
	床面及び周囲				配管等(地上)		配管等(地下)				排水溝等			地下貯蔵施設					
	1号	ただし書	2号		イ	ロ	イ	ロ	ロ+別表第1 6の項下欄 ()内	ハ	1号	1号+別表第1 1の7の項下 欄()内	2号	1号	1号+別表第1 8の項下欄 ()内	2号		配管等	使用の方法
構造・設備	地下浸透防止	不浸透材料による構造(種類・性状に応じ)被覆	床下点検空間(床下から目視で容易に確認可能)								強度耐性(種類・性状に応じ)被覆	強度耐性(種類・性状に応じ)被覆							
	流出防止	防液堤等 同等以上																	
	漏えい防止																		
	漏えい等防止(漏えい、地下浸透)						(配管等)強度耐性耐腐食	(配管等)強度耐性耐腐食	(配管等)強度耐性耐腐食					漏えい等防止構造・材質(タンク室内、二重殻等)耐腐食	漏えい等防止構造・材質(タンク室内、二重殻等)耐腐食	漏えい等防止構造・材質(タンク室内、二重殻等)耐腐食			
	漏えい又は地下浸透確認の構造又は設備					目視により容易に確認できるよう床面から離して設置	(トレンチ)トレンチ中設置不浸透材料構造(種類・性状に応じ)被覆		漏えい等確認構造(検査管、流量変動把握等)			地下浸透確認構造(検査管、流量変動把握等)		水の量を 確認できる 装置	水の量を 確認できる 装置	水の量を 確認できる 装置	水の量を 確認できる 装置	漏えい等 確認構造 (検査管、 流量変動把握等)	
管理	飛散・流出・浸透防止																		・地下浸透等しない方法、適正運転、漏えい適正処理 ・管理要領(使用方法、その点検内容・回数)
定期点検	破損等の異常の確認	目視等	Y	M		Y	Y	Y (配管) (トレンチ)			Y	3Y							
		検査						Y 漏えい点検 同等以上	3Y 漏えい点検 同等以上	3Y 漏えい点検 同等以上				Y 漏えい点検 同等以上	3Y 漏えい点検 同等以上	3Y 漏えい点検 同等以上			
漏えい・浸透・流出の有無	目視等				Y	Y	Y	Y (配管)											
	設備使用								M(3M) 漏えい等の 検知		M(3M) 漏えい等の 検知					M(3M) 漏えい等の 検知			
備考									消防法完成検査後15年以内のもののみ	有害物質の濃度を測定する場合		有害物質の濃度を測定する場合		消防法完成検査後15年以内のもののみ	有害物質の濃度を測定する場合			点検頻度: Y	

(注)定期点検によらない異常・漏えい確認時 その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。

(備考) 3Y:3年1回以上、Y:1年1回以上、3M:3月1回以上、M:1月1回以上; ●要件、▲必要な場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す

B基準		附則第3条		施設本体	附則第4条1号		附則第4条2号			附則第5条		附則第6条			使用の方法
		床面及び周囲			配管等(地上)	配管等(地下)			排水溝等		地下貯蔵施設			配管等	
		1号	2号			イ	ロ	ハ	1号	2号	地下貯蔵施設本体		3号		
構造・設備	地下浸透防止	【底面以外】 A基準に適合	【底面以外】 A基準に適合	規定せず					同等 以上	同等 以上				同等 以上	配管等を参照
	流出防止	【底面以外】 A基準に適合	【底面以外】 A基準に適合												
	漏えい防止														
	漏えい・地下浸透防止														
	漏えい又は地下浸透確認の構造又は設備	【底面】(条件: ・施設本体が床面に接している かつ ・接する床面はA基準不適合) 漏えい等確認構造(検査管等) 同等以上	【底面】(条件: ・下部の床面はA基準不適合の場合) 漏えいを目視により確認できるように床面から離して設置												
管理	飛散・流出・浸透防止														A基準に適合
定期点検	破損等の異常の確認	目視等	【底面以外】 Y	【底面以外】 Y	Y	6M	6M (配管) (トレンチ)	同等 以上	同等 以上	6M	同等 以上		Y ・漏えい点検 同等以上	同等 以上	
		検査													
	漏えい・浸透・流出の有無	目視等		【底面】 M	Y 又は 左記、床面及び周囲の方法で行う	6M	6M (配管)								
		設備使用	【底面】 M ・漏えい等の検知				M(3M) ・漏えい等の検知								
備考		目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による場合は、方法に応じた適切な回数で実施		床面及び周囲の基準がA基準に適合する場合			有害物質の濃度を測定する場合	有害物質の濃度を測定する場合	有害物質の濃度を測定する場合	有害物質の濃度を測定する場合				A基準に適合しない場合は規定されず	

(注) 定期点検によらない異常・漏えい確認時 その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。

(備考1) Y:1年1回以上、6M:6月1回以上、3M:3月1回以上、M:1月1回以上； ●要件、▲必要な場合、○同等以上； 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す口

(備考2) A基準に適合しないものに係る基準として、B基準を規定

C基準		附則第8条第1項	附則第8条第1項	附則第8条第1項		附則第8条第1項	附則第8条第1項		附則第8条第2項
		床面及び周囲 表第1の項	施設本体	配管等(地上)	配管等(地下)	排水溝等	地下貯蔵施設		使用の方法
				表第2の項	表第3の項	表第4の項	表第5の項	配管等	
構造・設備	地下浸透防止	-	-	-	-	-	-	-	-
	流出防止	-	-	-	-	-	-	-	-
	漏えい防止	-	-	-	-	-	-	-	-
	漏えい・地下浸透防止	-	-	-	-	-	-	-	-
	漏えい又は地下浸透確認の構造又は設備	-	-	-	-	-	-	-	-
管理	飛散・流出・浸透防止								点検のみ (作業に伴う飛散等の有無)
定期点検	破損等の異常の確認	目視等	M	Y	6M		M		配管等を参照
		検査				Y ・漏えい点検 同等以上	Y ・地下浸透点検 同等以上	Y ・漏えい点検 同等以上	
	漏えい・浸透・流出の有無	目視等		Y	6M				
		設備使用							
備考			床面及び周囲のB基準の場合を除き、規定されず(A基準)			目視が困難な場合において、目視以外の方法による点検の場合は、方法に応じた適切な回数で実施。			点検頻度：Y

(注) 定期点検によらない異常・漏えい確認時 その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。
 (備考1) Y:1年に1回以上、6M:6月に1回以上、M:1月1回以上； 要件、 必要な場合、 同等以上； 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す
 (備考2) C基準は、床面及び周囲、配管等、排水溝等、地下貯蔵施設について、A基準及びB基準に適合しない場合に適用